

米中経済戦争で景気後退が見込まれるのに、増税は日本の経済を破壊する

# 消費税増税は見送るべき

## 増税？見送り？どっちなの？

4月の統一地方選では、消費税増税が争点となり、与党はポイント制度など増税対策や景気は好調と強弁しました。

その後の各種経済動向調査（貿易指数、日銀短観、物価指数など）は、増税できる要素となるものはあられませぬ。

現政権は「リーマンショック級の激変がない限り、増税先送りはない」としていますが、足元の自民党幹部でさえ「10月増税は見送るべき」と発言、政府諮問の経済学者にも増税反対の声がかかっています。

一方、実務を行う事業者の方は、「増税前に取引を」「複数税率対応のレジを」「複数税率での記帳はどうする」と気をもむばかりです。

## 今、この時期に、増税は自殺行為

過去二度の消費税率アップが、消費を冷やませ、経済を停滞させた『失われた二十年』の最大要因と言われてきました。今また、増税を実施してそれを繰り返すのではないかと思うとゾッとします。

最近では、トランプ政権の迷走、中国経済や欧州経済の悪化、残業規制の強化、株価下落による個人消費の悪化など様々な下

振れリスクが顕在化している上に米中の貿易摩擦のトバッチリで、日本からの輸出も減少傾向となっています。

このように明らかな不安材料だらけの経済環境のもとで消費税増税を行うのは、リーマンショック級の経済停滞を起しかねない『自殺行為』となります。

7月参院選挙に向けて増税を「やる」又は「やめる」を、どのタイミングで表明するかが焦点となっており、政府は煮え切らない態度で多くの事業者に混乱を与えています。キッパリと、増税や軽減税率などをやめて経済を浮上させる施策を実行すべきです。

# 指 針

基本理念 納税者の権利と利益の擁護

京阪総合会計事務所通信

税理士 足田 英司  
 税理士 中 富 強  
 税理士 藤本 正行  
 税理士 風間 慎一

## COOLBIZ

### 6月の税務・労務

4月決算法人の確定申告	
10月決算法人の中間申告	6月中の
7, 10, 1月決算法人の消費税	決算応答日
中間申告(年税額 400万円超)	
源泉所得税、特別徴収税額	6月10日(月)
5月分納期限	
労働保険の年度更新手続の	6月3日(月)
受付開始	~7月10日
社会保険料・子ども子育て	7月1日(月)
拠出金(5月分)納付期限	

### 6月の行事・業務案内

- 1(土) 気象記念日
- 2(日) 横浜開港記念日
- 5(水) 環境の日
- 6(木) 芒種
- 10(月) 時の記念日
- 11(火) 入梅
- 16(日) 父の日
- 22(土) 夏至
- 23(日) オリンピックデー
- 27(木) G20 大阪府下で交通規制開始  
~6月30日(日)
- 28(金) 貿易記念日
- 30(日) 夏越の祓



男女雇用機会均等月間

### 今号の紙面

- 消費増税はムリでしょ ○6月事務ごよみ
- 有給休暇の管理からはじめよう ○旧姓使用はどこまで ○G20で予定の見直しを
- Q&A凍結口座から出金が可能に

クールビズ実施中です。ノーネクタイ、軽装でご対応しております。ご理解・ご協力をお願いします

〒573-1192 大阪府枚方市西禁野2-4-1 7第5松葉ビル3階

072(805)5252 FAX072(805)5253 info@kskj.jp

チャットワークID: hikita https://kskj.jp

### 【対応業務】

税務申告・税務顧問・調査立会・事業承継・給与代行  
 経理記帳代行・相続全般業務・経営指導

### （提携・取次先）

- (生命保険) 大同生命 他
- (損保) ユナイテッド・インシュアランス(株) 他
- (ビジネスソフト) ミロク情報サービス、弥生会計
- (不動産) スマイシア不動産販売



# 6月の事務づくり

## 令和元年度個人住民税の特別徴収が開始

6月支給の給与から新年度の個人住民税の特別徴収を行います。

特別徴収を行っていない事業所に対する特別徴収義務化の通知が各地で行われています。

特別徴収をしなくてもいい場合は、以下のケースの場合です。

- ① 受給者の数が2名以下
- ② 所得税の源泉徴収が乙欄適用者
- ③ 給与が低調で引き去りができない方(年間の給与支払額が100万円以下)
- ④ 給与の支払いが不定期(毎月でない)
- ⑤ 5月31日までに退職予定の方
- ⑥ 休暇等のために4月1日現在給与支払いを受けてない方

総務省の指示もあり、現在も強力に特別徴収事務を求めています。

## 源泉所得税の納期特例の用意を!

7月10日(水)は源泉所得税の納期特例を利用されている事業所様の納期限です。

納税資金などを準備ください。

ご用意いただく書類は、今回同封しております。詳しくは事務所担当者にご相談ください。

各従業員の住所地の市区町村から通知された年税額・月割税額に基づいて、今年6月から来年5月までの12ヶ月で徴収納付します。納付期限は、徴収した月の翌月10日です。

10名未満の従業員の場合、申請をすれば源泉所得税と同じように年2回にまとめて納付することができます。

また、マイナンバーを取扱される事業所様は、取扱にともなう安全管理に十分ご留意ください。

## ● 健保・厚生年金の被保険者報酬月額変更届の提出要否判定チェック

従業員の給与が昇給等によって大幅に変動した場合、「**定時決定**」を待たずに標準報酬月額が改定されます。これを「**随時改定**」といいます。

健康保険の最高等級に達する人以外の方で、次の3条件に該当する場合に、随時改定が必要です。

● 昇給・降格があり、**固定的賃金に変動**があった場合

● 固定賃金の変動した月から3ヶ月間連続して、**報酬の支払基礎日数が17日以上**ある

● 該当する3ヶ月の報酬の平均月額が、**従前の標準報酬月額と比べて2等級以上の差**がある

月額変更届は、4月から6月の給与額を記入して7月に所轄の年金機構(あるいは健康保険組合)に提出し、8月に支払う給与から改定後の新保険料による徴収を開始します。なお、7月にはいると、定時の報酬月額算定基礎届の提出事務(7月10日期

限)がはじまります。早めに準備に取りかかりましょう。

## ● 労働保険の年度更新手続き

6月3日から、労働保険の年度更新手続きの受付が始まります。最終期限は7月10日です。

労働保険の保険料は、毎4月1日〜翌年3月31日を単位として、全ての労働者に支払われる賃金の総額に、事業所毎にさだめられた保険料率を乗じて算出されます。そのため、事業主は、前年度の確定保険料の精算と新年度の概算保険料を納付するための申告・納付の手続が必要となります。

## ● 賞与からの健康保険・厚生年金保険の保険料控除

賞与を支給する事業所は、賞与から従業員負担分の健康保険と厚生年金保険の保険料(40歳以上は介護保険料も)を控除します。賞与に係る保険料は、被保険者負担分と事業所負担分を合わせて、納入告知書に従って翌月末までに納付します。

なお、賞与を支払ったときは「賞与支払届」を作成し、支給日から5日以内に、所轄の年金事務所(一部の健康保険組合を含む)に提出します。

## ● 高齢者・障害者雇用状況報告書の提出

これらは毎年6月1日現在の高齢者(60歳以上)、障害者の雇用状況(役員を除く)を報告するものです。ハローワーク等に対して7月16日までに提出します。

『働き方改革』ここからスタート？

年次有給休暇の『管理簿』の書き方

これまで、有給休暇の付与日数や消化日数の管理さえしていなかった...という場合、まずは年次有給休暇の管理簿を作成することから始めてください。(厚生労働省のHPより引用)

◎ 下の様式はExcelですが、手書きで対応できます。

◎ 付与日数(使用できる休暇日数)は、本誌の5月号に掲載しています。

◎ 日数等の計算は、基本11暦年ですが、2019年4月から始めるとよいと思います。

◎ 半日や時間単位取得もできます。

有給休暇の管理で気を付けること

◎ 有給休暇の管理で気を付けないといけないことは、使用日と時効の管理です。

(慣れていないと意外と面倒です)

◎ 従業員数が数十名いる場合は有料ソフトを入れたほうが効率化が図れていると思います。

◎ 数名程度であればpdf(ネット検索で)を取り込みし、手書きで管理していただくのも、良いと思います。

◎ 休暇取得の計画なども同様、様式を取り込み、手書き処理すれば、便利です。

有給休暇管理簿の作成

詳しくは担当者までご相談ください 年次有給休暇管理簿(例)

部門名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 年度分 \_\_\_\_\_

入社年月日	基準日(付与日)	有効期間		前年度繰越日数	日	計	日
		年 月 日(基準日)	年 月 日				
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日				

年次有給休暇取得年月日		使用日数 (時間数)	残日数 (時間数)	請求等 種別	請求日 (指定日)	本人 印	直属 上司 印	部門長 印	備考
自	至								
年 月 日	年 月 日	日時	日時	・本人請求 ・計画年休 ・会社指定	/				
年 月 日	年 月 日	日時	日時	・本人請求 ・計画年休 ・会社指定	/				
年 月 日	年 月 日	日時	日時	・本人請求 ・計画年休 ・会社指定	/				
年 月 日	年 月 日	日時	日時	・本人請求 ・計画年休 ・会社指定	/				
年 月 日	年 月 日	日時	日時	・本人請求 ・計画年休 ・会社指定	/				
年 月 日	年 月 日	日時	日時	・本人請求 ・計画年休 ・会社指定	/				
年 月 日	年 月 日	日時	日時	・本人請求 ・計画年休 ・会社指定	/				



旧姓使用はどこまで可能

2015年、最高裁は夫婦別姓を認めない現行の制度は合憲であると判断しました。その理由として「通称使用が広まることで改姓による不利益は一定程度緩和される」と示しました。この理由がついたことで、通称(旧姓)使用を認めない対応は非難の対象となり、労務管理卜ラブルの種になっています。

一方で、本人であることを示す公的書類が認められていなかったため、実務上は支障があり不便を感じる点が多くありました。

そこで政府は、本年4月から住民基本台帳やマイナンバーカードに旧姓(正式には旧氏「きゆううじ」)を記載できることとなりました。(施行日は2019年11月5日)

パスポートなどは、海外で旧姓または通称名での活躍が認められれば併記することは認められていましたが、現状で旧姓を確認する方法は戸籍謄本しかありませんでした。今後は職場で旧姓を利用したいとする場合には本人確認書類が増えることとなります。

なお、旧姓が複数ある場合は、初回登録に限り任意の氏を使用することができます。今後は、夫婦で働いているとき、職場では旧姓ということもあるかもしれませんね。

